

「加工貿易禁止類目録」の追加、修正、調整 について

2006 年 2 月 8 日

日本貿易振興機構（ジェトロ） 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文および目録については、以下の URL よりご参照いただけます。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200601/20060101437412.html>

「加工貿易禁止類目録」の追加、修正、調整について

商務部、税関総署、国家環境保護総局公告[2005]第 105 号

2006 年 1 月 1 日より加工貿易禁止目録に下記「附表目録一」記載商品が指定され、既存通知の一部が「附表目録二」のとおり修正、調整されました。

概略は以下のとおりです。

一、既に商務主管部門の批准を受け、かつ税関総署に備案登記してある加工貿易業務に対しては、現行規定の有効期間内に執行完了することは承認するが、再輸出未完了の場合は、期限到来後の期限延長を認めないので、加工貿易国内販売規定に従い処理する。

二、以前公布した「商務部、税関総署、環保総局公告[2004]第 55 号」「商務部、税関総署公告[2005]第 26 号」「商務部、税関総署公告[2005]第 50 号」の執行状況および 2006 年税目番号調整状況に従い、前記 3 件の公告の内容について修正、調整を行い(附表目録二)、本公告発布の日から施行する。このことに伴い、本件 3 公告の加工貿易禁止類目録は執行を終了する。

三、本公告は輸出加工区、保税區等税関特殊監督管理区域に対しても適用する。

※輸出入目録記載商品と加工貿易方式の間に相関関係が無い場合は本公告の制限を受けることなく、加工貿易業務を継続できます。